

令和6年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R6.8.23	R6.9.2	東京都知事許可 第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届 (R3.5.1~R6.4.20) 3ヵ年度分 役員等一覧表 (閲覧対象部分に限る)	66	1														—	市街地建築部 建設業課
2	R6.8.19	R6.9.2	下記全ての変更届出書のみ。2021~2023年の3期決算書 (1) 〇〇号 (株) 〇〇 (2) 〇〇号 〇〇 (株) (3) 〇〇号 (株) 〇〇 (4) 〇〇号 (株) 〇〇 (5) 〇〇号 (株) 〇〇 (6) 〇〇号 (株) 〇〇 (7) 〇〇号 (株) 〇〇 (8) 〇〇号 (株) 〇〇 (9) 〇〇号 (株) 〇〇 (閲覧対象部分)	509	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
3	R6.8.7	R6.9.6	下記企業の建設業許可申請書に記載されている貸借対照表、損益計算書、直近3期分及び役員一覧の写し (1) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (2) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (3) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (4) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (5) 東京都知事許可第〇〇号 (株) 〇〇 (6) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (7) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (8) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇 (9) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇 (有) (10) 東京都知事許可第〇〇号 (有) 〇〇	162	1														—	市街地建築部 建設業課
4	R6.8.9	R6.9.6	(1) 〇〇号 (有) 〇〇 (2) 〇〇号 〇〇 (株) (3) 〇〇号 (株) 〇〇 (4) 〇〇号 (株) 〇〇 (5) 〇〇号 (有) 〇〇 (6) 〇〇号 (有) 〇〇 (7) 〇〇号 (株) 〇〇 (8) 〇〇号 (有) 〇〇 上記全ての建設業許可申請書 2021年から2024年の4期分決算書 (閲覧対象部分)	552	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課
5	R6.8.9	R6.9.6	(1) 〇〇号 〇〇 (株) (2) 〇〇号 (株) 〇〇 (3) 〇〇号 〇〇 (株) (4) 〇〇号 〇〇 (株) (5) 〇〇号 (有) 〇〇 (6) 〇〇号 (株) 〇〇 (7) 〇〇号 (株) 〇〇 (8) 〇〇号 〇〇 (株) 上記全ての建設業許可申請書 2021年から2024年の4期分決算書 (閲覧対象部分)	576	1						1								(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため。	市街地建築部 建設業課

36	R6. 7. 30	R6. 9. 27	東京都財産価格審議会議案 議案第14号 土地の貸付料について	26	1															(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7条3号) 法人の財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
37	R4. 9. 20	R6. 9. 30	(1)平成28年6月3日付28二整管第291号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消囑託登記について」 (2)平成29年6月20日付29二整管第280号「債務承認及び抵当権に関する合意の締結並びに抵当権及び買戻特約抹消囑託登記について」	6	1							1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条3号) 債務者が法人又は事業を営む個人である場合には、当該法人又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局第二市街地整備事務所管理課

表の見方
 <決定区分>
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
 <(根拠規定)条例7条>
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
 <公文書の件名>
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
 <公文書の枚数>
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。